

安倍晋三元首相の国葬及び市民・児童生徒に弔意を事実上強制する措置に反対する声明

2022年8月29日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿
仙台市長 郡和子 殿
宮城県知事及び県内各市町村長 御中
宮城県教育委員会及び県内各教育委員会 御中

自由法曹団宮城県支部

支部長 小野寺 義 象

(連絡先) 〒980-0803 仙台市青葉区国分町一丁目3番20号 肴町ビル2階

仙台中央法律事務所

自由法曹団宮城県支部事務局長 野呂 圭

電話 022-227-2291

第1 声明の趣旨

- 1 安倍晋三元首相の葬儀を閣議決定のみによって国葬として執り行うことは、国葬の性格に鑑み、国民の思想信条の自由（憲法19条）、信教の自由（憲法20条）及び表現の自由（憲法21条）を侵害するおそれがあり、法律による行政の原理に反するとともに、財政民主主義（憲法83条）にも反し、さらには法の下での平等（憲法14条）にも反するため、その実施に反対します。
- 2 郡和子仙台市長の要請を受けて仙台市教育委員会が、安倍元首相の通夜・葬儀に合わせて、市立の小中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高校の計188校に半旗掲揚を求める通知を出したことは、教育基本法14条2項に反し、児童・生徒の思想信条の自由や学習権を侵害するものであり、強く抗議します。
- 3 安倍元首相の国葬が強行される場合、国の行政機関、自治体及び教育委員会は、市民や児童生徒の思想信条の自由や信教の自由を侵害し、表現の自由が萎縮されることのないよう、学校に半旗掲揚を要請することはもちろん、黙祷や娯楽番組の放送の自粛等、弔意を事実上強制する措置を行わないことを求めます。

第2 声明の理由

1 国葬の閣議決定

岸田文雄内閣は、2022年7月22日の閣議において、同年9月27日（火）に日本武道館で「故安倍晋三国葬儀」を執行し、必要な経費は国費で支弁することを決定し、同年8月26日の閣議決定で、国葬費用を約2億5000万円（これとは別に警備費が計上されるようであるが、その額は不明）とし、全額国が負担し一般予備費から支出することを決めました。

2 国葬の歴史¹

- (1) 国葬とは、国の儀式として国費で行う葬儀です。現在、日本には国葬について定めた法令は存在しません。過去に行われた国葬を見ると、国葬には、①天皇及びその一家の葬儀で、国制上当然に行うもの、②国家に偉勲ある者に対して特旨（特別な思し召し）により行うものがあつたと説明されています。
- (2) 1883年に実施された岩倉具視（右大臣）の葬儀が初の国葬となり、1891年の三条実美の国葬では国民全体を巻き込む形が明確になり、全国で追悼行事が開かれ、地方の学校でも行われ、国葬当日の休校など「自粛ムード」も形成されました。

伊藤博文（四度首相を経験、元老）の国葬の当日、東京市中では戸ごとに弔旗が掲げられ、商店や劇場・寄席等は休業し、文部省は、全国の学校に対して、伊藤の「国家に対する功績に関し適当な修身訓話」を生徒・児童らに言い聞かせて哀悼の意を表するようにとの通牒を出しました。
- (3) 国葬は、1926年10月21日に公布された国葬令によって法制化されましたが、その内容は、明治以降慣例的に実施されてきた儀式を勅令（天皇が発する法令）によって明文化したもので、例えば、皇族でない者の国葬が行われる日には、天皇は執務につかず（廃朝）、国民は喪に服することが定められました。国葬令に基づき執行された国葬は、皇族を除けば、東郷平八郎（元帥、海軍大将）、西園寺公望（二度首相を経験、元老）及び山本五十六（元帥、海軍大将）の3名であり、これらの者は天皇の名のもとに「国家ニ偉功アル者」とであると讃えられました。国葬令は、日本国憲法の施行に伴い、同憲法に適合しないことを理由に「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力に関する法律」1条に基づき、1947年12月31日をもって失効しました。
- (4) このように、大日本帝国下の国葬では、国民は、天皇から国葬を賜った「功臣」を褒め讃え、哀悼することを求められました。国葬当日、国民は喪に服し、新聞・雑誌は功臣を失った天皇の哀しみと被葬者の功績・美談、外国から届く弔意を発信し、国家イベントの雰囲気醸成しました。

東郷平八郎の国葬では、ラジオも特集番組を組み、国葬の様態を実況中継しました。

1943年に戦死した山本五十六の国葬の際、東条英機首相は、「一億国民の進むべき途はただ一つであります。元帥の崇高壮烈なる精神を精神とし、元帥の偉大なる闘志を闘志として」、「ひたすらに米英撃滅の一路に邁進し以て速やかに宸襟（天皇の心）を安んじ奉らなければならない」との談話を発表しました。
- (5) 戦後、唯一の先例である吉田茂元首相の国葬が1967年に閣議決定されましたが、法的根拠がない、一億の全国民が一致して本当に死者の霊を弔うものになっていないなどといった批判がなされました。また、同国葬（同年10月31日

¹ 宮間純一中央大学文学部教授「国葬は日本の戦後民主主義とはなじまない儀式」（『週刊金曜日』2022.8.5（1388号）所収）、毎日新聞2022年8月3日オピニオンにおける宮間教授の論考を参照。

執行) に際しては、「お願い」などの形で、国民に弔意表明への協力を求めた事実があります。すなわち、国葬6日前の「当日における弔意表明について」と題する閣議了解文書によると、各省庁には(1)弔旗を掲揚する(2)葬儀中の一定時刻に黙とうする(3)当日午後は職員が勤務しないことを認める(4)歌舞音曲を伴う行事は差し控える一ことを指示し、「各公署、学校、会社、その他一般」に対しては、「同様の方法で哀悼の意を表するよう(各省庁から)協力方を要望する」として同調を促しました。さらに、葬儀前日に国葬儀委員会が決定した「国民各々位へのお願い」と題する文書では、葬儀中の1分間の黙とうや弔旗掲揚、歌舞音曲の自粛について「期待する」としました²。

3 国葬の歴史から見える国葬の機能

国葬について研究している宮間純一教授(中央大学文学部)は、「大日本帝国の国葬はナショナリズムを高揚させる機能を持ち、最終的に国民を戦争に動員するための装置とすらなった儀式である」、「過去の経緯から国葬は被葬者のためではなく、主催する側が政治的意図を持って利用してきたことが分かる。思想統制や戦時動員など民主主義の抑圧装置になりかねない。」³と国葬の機能を分析しています。かかる分析は、過去の事実に基づく正当なものと言えます。

また、吉田茂元首相の国葬においても、「お願い」などとして事実上、国葬への国民の参加・同調を促し、国民を一つの方向に向かわせようとしてきました。

したがって、安倍元首相の国葬の是非を考えるにあたっては、それがどのような機能を持つのか、つまり同国葬の目的や効果を慎重に検討する必要があります。

4 安倍元首相の国葬の目的・効果

岸田首相は、2022年7月14日の記者会見において、国葬とした理由について、①憲政史上最長の8年8ヶ月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって、厳しい内外情勢に直面する我が国のために内閣総理大臣の重責を担ったこと、②東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残されたこと、③外国首脳を含む国際社会から極めて高い評価を受けていること、④民主主義の根幹たる選挙が行われている中、突然の蛮行により逝去されたものであり、国の内外から幅広い哀悼、追悼の意が寄せられていることを挙げた上で、国葬の執行により、安倍元首相を追悼するとともに、我が国は暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示し、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを世界に示していきたいと述べました。また、8月15日の閣議決定では、国葬時の国民への黙祷の要請を検討中とのことである。

しかし、上記①ないし③については、安倍元首相は、教育基本法の改悪、防衛庁の省への格上げ、秘密保護法制定、盗聴法対象犯罪拡大、共謀罪創設、集団的自衛

² <https://news.yahoo.co.jp/articles/3fecb5bc35350c93c08e20da06ae3e87e59d1633>
(2022年8月17日時事通信配信)

³ 前掲「国葬は日本の戦後民主主義とはなじまない儀式」、毎日新聞2022年8月3日「オピニオン」。

権行使容認と戦争法（安全保障関連法）制定などの日本国憲法に逆行する施策を繰り返す一方で、「モリ・カケ・サクラ」と言われる金銭疑惑を残し、森友学園問題では財務省の記録改竄の隠蔽疑惑で自殺者まで出しました。外交についても、拉致問題は一向に進展せず、北方領土問題では無責任な交渉をして国益を損ねました。このような安倍政権の山積する問題に目を向けずに、国会での議論も経ないで、功績を強調して国葬を強行すれば、国民への黙祷要請や国葬を放映するテレビ等での映像効果も相まって、安倍元首相の問題を無かったことにしかねません。その結果、安倍元首相の「功績」の礼賛という一種の思想統制を生じさせ（思想良心の自由に対する制限）、国葬に異議を唱え、安倍元首相の施策等への批判を行う者に対する攻撃を助長し、あるいはそのような批判的言論を萎縮させる効果（表現の自由に対する制限）をもたらすおそれがあります。これは、民主主義と相容れないものです。

上記④や岸田首相の決意表明は、民主主義の根幹たる選挙中の蛮行と論理的関係性が明らかでない国葬とを強引に結びつけることによって、銃弾に倒れた安倍元首相を国葬により英雄化させる効果をもたらす可能性があります。

このように、安倍元首相の国葬は、安倍元首相の「功績」を強調して、それへの批判をしにくい雰囲気醸成する効果をもたらします。つまり、市民の基本的人権との緊張関係をもたらすおそれがあり、過去の国葬の分析を考慮すれば、そのおそれは現実的なものと言えます。このことは、裏を返せば、岸田首相は明言しませんが、国葬の目的は、安倍元首相の「功績」への礼賛を国民総意のものとして強く印象づけて、彼の問題（旧統一教会とのかかわりも含めて）を闇に葬り去る点にあると言えます。

5 国葬には法律上の根拠が必要であること

(1) 現在、叙位や叙勲といった栄典の授与は法律に基づかずに行われています。

これは、栄典の授与は、国民に義務を課したり、国民の権利を制限するものではない非侵害的な行政作用であるため、法律の根拠を要しないという考え方に基づいていると理解されます。そして、国葬は、それ自体のみに着目すれば被葬者への叙位・叙勲といった栄典としての性格を有するとも言えそうです。

しかし、国葬が叙位や叙勲と決定的に異なるのは、それが当事者だけでなく、不特定多数の市民に影響を及ぼす点にあります。すなわち、国葬は、前記4で述べたとおり、市民の思想良心の自由や表現の自由、場合によっては信教の自由に対する制限（萎縮効果）を及ぼすおそれがある点で、叙位や叙勲とは異なります。

そうすると、国葬が栄典としての性格を有するとしても、それによって法律の根拠が不要ということにはなりません。むしろ、国葬が市民の基本的人権を制限するおそれがある以上、法律上の根拠が必要と解すべきです。

(2) 内閣府設置法4条3項3号で「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」が内閣府の所掌事務とされていることをもって法律上の根拠が存するという見解があります。

しかし、内閣府設置法は内閣府の設置及び内閣府が所掌する行政事務を定めたものに過ぎず、内閣府に国葬を行う要件・手続を定めて権限を付与した根拠規範（授権規範）ではありません。すなわち、国葬は市民の基本的人権を制限するお

それがあつたため、国葬を行う要件・手続を定める根拠規範が必要であると解されます。

したがつて、国葬の根拠規範となる法律が存しない以上、法律上の根拠は存しないこととなります。

6 国葬の強行は財政民主主義に反すること

憲法 83 条は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」と規定し、財政民主主義を定めています。

安倍元首相の国葬の予算規模は、閣議決定で、約 2 億 5 0 0 0 万円と決定されました。政府が半額を負担した中曽根康弘元首相の内閣・自民党合同葬(2020年)の費用は約 1 億 9 0 0 0 万円であり⁴、それを上回る金額です。しかも、この金額には膨大な金額となることが予想される警備費は含まれていません。国葬を執行するためには、それに要する費用について国会の議決が必要となり、それをせず国葬を行えば憲法違反となります。

この国葬に要する費用を、岸田内閣は予備費から支出しようとしています。

しかし、予備費は、「予見し難い予算の不足に充てる」目的で用途を定めずに計上されるものであり(憲法 87 条)、大規模災害への対応など急を要する事態を想定しているものです。しかるに、国葬は、市民にとって急を要する事態ではなく、世論調査においても半数以上が反対している以上、このような国葬を予備費からの支出で執行することは憲法 87 条に反し、財政民主主義に反する恣意的なものとして許されません。

7 法の下に平等に反すること

前述したとおり、法律上の根拠なく、また財政支出についての国会の議決もないまま国葬を強行することは憲法違反となります。

また、戦後、国葬は吉田茂元首相以降執行されておらず、歴代の首相経験者は国民葬や自民党葬、内閣・自民党合同葬の形式で行われて来ました。そのような中で、安倍元首相について国葬を執行するとすれば、他の歴代首相との関係においても特別扱いしていることになり、法の下に平等(憲法 14 条)との関係が問題になります。そして、特別扱いするだけの合理的理由がなければ、その特別扱いは法の下に平等に反し憲法違反となります。

岸田首相は、安倍元首相の国葬の理由について、前記 4 のとおり説明していますが、安倍元首相の「実績」や「評価」は客観的になされなければならないが、岸田首相の主観的な評価では合理性を認めることはできません。前述したように、安倍元首相の「実績」については評価が大きく分かれており、客観的に、国葬に値する実績があつたと評価することは不可能です。したがつて、安倍元首相を特別扱いするだけの合理的理由はない以上、安倍元首相の国葬は法の下に平等(憲法 14 条)に反します。

8 郡和子仙台市長は、2022年7月11日、市総務局を通じて各部局に安倍元首相の通夜(11日)から葬儀(12日)までの半旗掲揚の実施を求めました。これ

⁴ <https://www.tokyo-np.co.jp/article/194664> (東京新聞 2022 年 8 月 9 日記事)

を受けて、仙台市教育委員会は、7月11日付けで市立の小中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高校の計188校に半旗掲揚を求める通知を出しました。

しかし、市教委が各学校に半旗掲揚の実施を求める教育上の必要性自体がありません。

郡市長が自ら認めているとおり、半旗掲揚は安倍元首相への弔意を示すものです。特定の故人に対して弔意を示すかどうかはまさに個々人の思想信条に委ねるべき事柄であり、公権力がそこに介入することは、思想信条の自由（憲法19条）に抵触します。

学校は教育の場であり、学校がとった行動はすべてにおいて児童・生徒に教育的な効果を与えます。学校が半旗を掲揚し弔意を示す行動をとれば、本来自由であるべき弔意を抱くか否かという判断について、「弔意を示すべき」という価値観を既定化する効果を及ぼします。これは、日本国憲法が立脚する自由主義のもとにおける公教育と相容れないものであり、許されません。

そもそも、教育基本法14条2項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定めています。その趣旨は、学校自体が戦前の軍国主義教育の反省のもとに教育の政治的中立を維持することで、児童・生徒の思想良心の自由や学習権の保障を図る点にあります。安倍元首相に対しては、前記のとおり集団的自衛権行使を閣議決定で容認したことなどへの批判も多く、国民の評価は大きく分かれています。このような中で、教育委員会が半旗掲揚を学校に要請することは児童・生徒へ一方的な政治的価値観を押しつけかねないものです。このような事態は、児童・生徒の思想信条の自由や学習権を侵害するおそれがあります。したがって、仙台市教育委員会が行った各学校への通知は、教育基本法14条2項に反し、児童・生徒の思想良心の自由や学習権を事実上侵害するものです。

9 国及び自治体・教育委員会に求めること

政府が強行しようとしている安倍元首相の国葬は、違憲違法であり、直ちに中止すべきです。

そして、国葬が強行された場合に、市民に黙祷や娯楽番組の放送の自粛を求めたり、学校に半旗掲揚を要請することなどは、市民や児童生徒の思想信条の自由や信教の自由、表現の自由を侵害する二重の違憲違法となるので、国及び自治体・教育委員会が、このような弔意を事実上強制する措置をとることは許されません。

以上